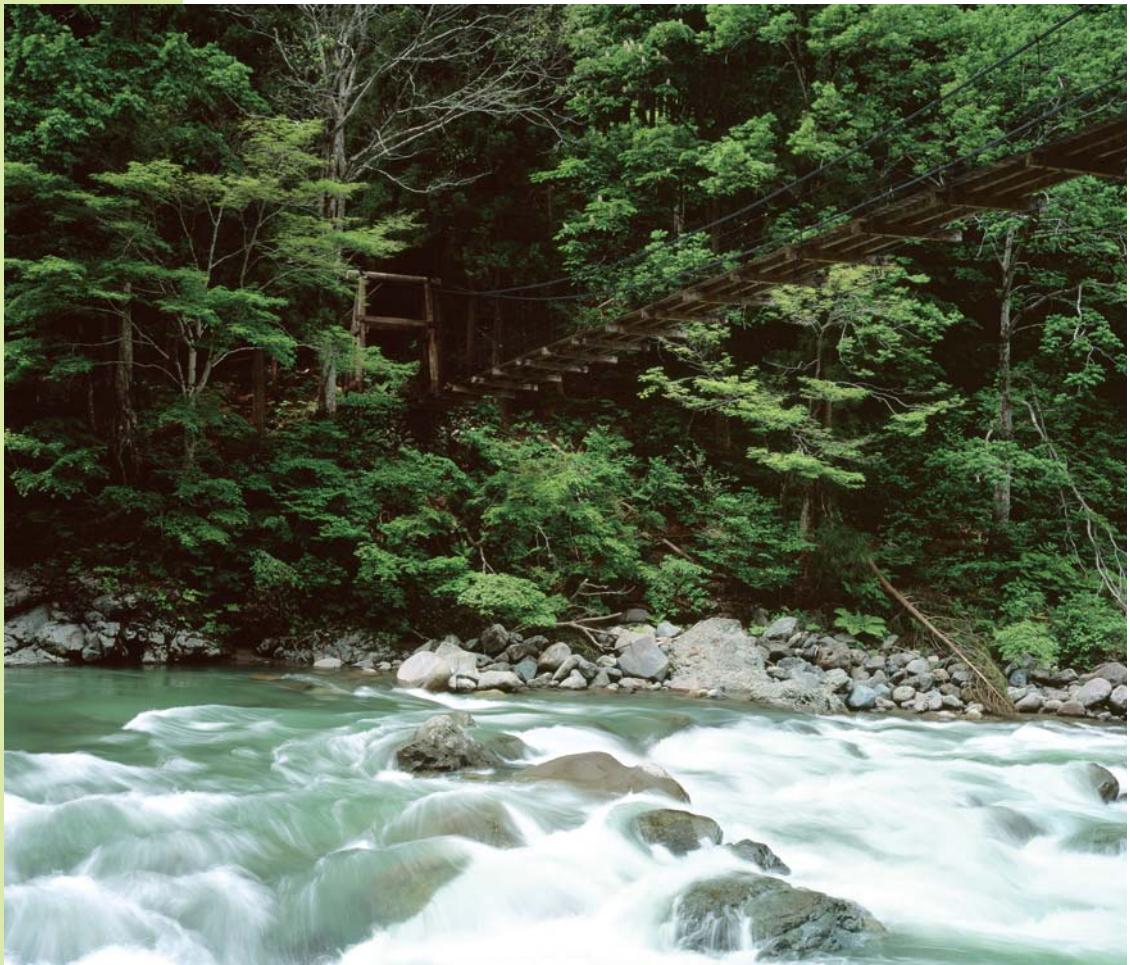


社会保険

# にいがた

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • •



木のある風景

▲見倉の吊り橋〈津南町〉

## Contents

---

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
  - 「協会けんぽ」からのお知らせです
  - 海の家の割引券をご利用ください
- 

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

イイロウゴ

**ねんきんダイヤル 0570-05-1165**

国民年金には、保険料の免除制度があります

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

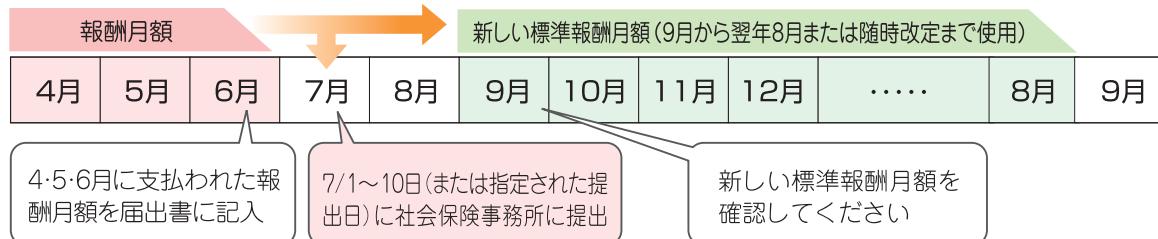
【職場内で回覧しましょう】

# 算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを**定時決定**といい、この届出を**算定基礎届**といいます。

**算定基礎届**は4・5・6月に実際に支払われた給与を対象として、7月に提出していただくことになります。

## 定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月



## 届出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

## 届出の内容

4月・5月・6月に**実際に支払われた報酬**(税金等控除前の総支給額)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準報酬月額(=等級)が決定されることになります。  
なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くことになります。

## ① 報酬とは

金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給する全てのものです。現物で支給されるものについては、標準価額などによって金銭に換算して計算します。

報酬になるもの(例)	
金 銭	現 物
基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など) 賞与等(年4回以上のもの)	食券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品、通勤定期券(月額相当分金額)など

新潟県の現物給与の標準価額

平成16年4月1日適用 (単位:円)

食 事				住 宅				その他の
1日当たり				1ヵ月当たり				
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食	賃1賃 1ヵ月 1,300
140	200	220	560	4,200	6,000	6,600	16,800	時価

※食事の標準価額の3分の2以上を本人から徴収する場合は報酬に算入しません。

## ② 支払基礎日数とは

報酬の計算の基礎となる日数のことといいます。  
日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数にかかわらず曆の日数となります。  
ただし、月給者でも欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

## 社会保険事務局からのお願い

- 算定基礎届の提出の際には、算定基礎届総括表と事業所業態分類調査票(次ページ参照)も同時に提出してください。
- パート等の短時間労働者は必ず、備考欄に「パート」と記入してください。
- 7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。
- 4~6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月があるときは備考欄に「○月休業手当支給」と記入いただくとともに、9月1日時点の一時帰休の解消見込みについても「9月1日解消予定」または「9月1日休業予定」と記入してください。

# 月額変更届は忘れずに

被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の改定（隨時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4ヵ月目になります。）

該当する被保険者については「月額変更届」の提出が必要になります。

## 1 固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは…

支給額や支給率が決まっているものをいいます。

### 固定的賃金の例

月給、週給、日給、役手当、家族手当、  
通勤手当、住宅手当、基礎単価、など

### 非固定的賃金の例

残業手当、能率給、日・宿直手当、皆勤手当など

## 2 変動月から引き続く3ヵ月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

## 3 変動月から引き続く3ヵ月間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

**添付書類** 改定月の初日（1日）から起算して60日以上遅延した届出の場合又は、5等級以上の降給があった場合は、賃金台帳（報酬の変更があった月の前月分から届出のあった月の直近支給分まで）のコピーおよび出勤簿（報酬の変更があった月以降3ヵ月分）のコピー。

なお、被保険者が役員の場合は、取締役会議事録等のコピーも必要となります。

新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以後に行われた場合は翌年の8月まで使われることになります。

昇給したが報酬は逆に下がった場合は？

固定賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以下になったという場合は、随时改定の対象外です。また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

## 磁気媒体(FD・MO)申請や電子申請でも届出ができます

### 磁気媒体(FD・MO)申請

右記の届書については、FD(MO)による届出が可能です。  
FD(MO)届を作成するための「磁気媒体届書作成プログラム」は社会保険庁ホームページで無償で提供されています。詳しくは社会保険庁ホームページの「申請・届出手続き案内」の「磁気媒体申請」のページをご覧ください。



- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険被保険者住所変更届

### 電子申請

電子申請とは、パソコンからインターネットを利用して行う申請方法です。社会保険の届出のほとんどについて電子申請が可能となっています。詳しくは社会保険庁ホームページの「申請・届出手続き案内」の「電子申請」のページをご覧ください。

## ご協力をお願いいたします

貴事業所の事業内容について確認させてください。

社会保険庁では、適用事業所について業態別・規模別の状況を把握するため、「業態別規模別適用状況調」を毎年実施しております。

今般、総務省が定める「日本標準産業分類」が改定されたことに伴い、調査にかかる業態の分類が改正されました。

つきましては、「事業所業態分類調査票」を郵送いたしますので、必要な事項をご記入のうえ、平成21年7月にご提出いただく「算定基礎届」とあわせてご提出ください。

※詳しくは、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) の「トピックス」→「業態分類標準」の改正（平成21年7月）について」に掲載しておりますので、ご参照ください。



# 協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

## 高額介護合算療養費の支給が始まります

平成20年4月実施の医療保険制度改正により、「高額介護合算療養費」が創設されました。

この制度は、平成21年8月から申請が可能となる給付金となりますので、今回は「高額介護合算療養費」の概要・申請方法等についてご説明します。

### 制度の概要・算定方法

- 同じ世帯内に介護保険の受給者の方がいらっしゃる場合に、医療保険の一部負担金等の額と介護保険の利用者負担額（それぞれ高額療養費・高額介護サービス費等を控除）を合算し、8月～翌年7月までの12ヶ月間（初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16ヵ月間）の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた場合は、申請により「高額介護合算療養費」として、医療保険・介護保険の自己負担額の比率に応じて、医療保険・介護保険それぞれから支給されます。

### 申請方法

- 最初の算定期間が終了するのが平成21年7月となりますので、平成21年8月から申請が可能となります。
  - 申請からお支払いまでの流れは次の①～④のとおりです。
  - ① 介護保険者（市区町村）に「自己負担額証明書」の交付を申請します。
  - ② ①の申請を受けた介護保険者（市区町村）から「自己負担額証明書」が交付されます。
  - ③ 交付された「自己負担額証明書」を添えて医療保険者（協会けんぽ）に支給の申請をします。
  - ④ 介護保険者（市区町村）・医療保険者（協会けんぽ）それぞれから「高額介護合算療養費」が支給されます。
- ※申請用紙はまだ準備ができておりませんので、出来上がり次第協会けんぽの窓口に配備するとともに、協会けんぽホームページに掲載する予定です。

### 【年齢・所得区分ごとの自己負担限度額】

区分	70歳未満	70歳～74歳(高齢受給者)
上位所得者・現役並み所得者	126万円〔168万円〕	67万円〔89万円〕
一般	67万円〔89万円〕	56万円〔75万円〕
住民税非課税者・低所得者Ⅱ	34万円〔45万円〕	31万円〔41万円〕
住民税非課税者・低所得者Ⅰ		19万円〔25万円〕

※〔 〕内は16ヶ月間（平成20年4月～平成21年7月分）の自己負担限度額。

※低所得者Ⅱは、70歳以上で住民税非課税の被保険者及びその被扶養者。

※低所得者Ⅰは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準に満たない場合等。

上記にかかる  
お問い合わせは

健康保険サービスグループ TEL.025-242-0262

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260(代表) 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

6月22日から協会けんぽ新潟支部の指定駐車場【ダブルパーク弁天公園】がご利用いただけます  
(30分無料駐車券をお渡しいたします)

※駐車場の所在地など、詳しくは協会けんぽ新潟支部ホームページをご覧ください。

協会けんぽのホームページをご覧ください

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

協会けんぽ新潟支部

検索

●ホームページから各種申請書を取得(ダウンロード・印刷)いただけます。 ●都道府県支部のページで新潟支部の活動詳細をご覧いただけます。

過去における

## 社会保険事務所からのお知らせ

**賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか**

平成15年4月から、社会保険料の算出にあたって総報酬制が導入され、賞与（ボーナス）にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担していただくことになりました。

しかし、事業主が被保険者（従業員）から賞与に係る保険料を天引きしているながら、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という）が未届となっていたり、誤った内容の届出を行ってしまった場合、2年が経過すると、従来は消滅時効により保険料納付ができませんでしたが、平成19年12月に公布・施行された「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、賞与に係る保険料が天引きされていた場合には、年金記録確認第三者委員会の審議を経たうえで被保険者の年金記録を訂正し、事業主は当該賞与に係る保険料を納付することができるようになりました。

こうした賞与支払届の未届や誤った内容による届出が行われたことを要因とする年金記録確認の申立てが、全国各地の年金記録確認第三者委員会に対して行われており、記録訂正のあっせんが行われた例も多数生じているところです。

事業主の方々におかれましては、被保険者の年金に不利益を生じさせないため、特に制度導入当初の平成15年度分賞与等、過去の賞与支払届について未届がないか、また、誤記入等により届出内容が誤っていないかの確認をお願いいたします。

被保険者から賞与に係る保険料を天引きしているながら、賞与支払届の未届又は届出内容が誤っていたことにより保険料納付していない場合には、被保険者や被保険者であった方々から年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認を申し立てることができます。

該当する被保険者等が複数となる場合には、被保険者等の負担軽減のため、**事業主が代理人となって一括して申立てを行う方法**がありますので、できるだけご活用をお願いします。

※なお、事業主と被保険者との間で、既に一時金等により民事的解決が図られている場合であっても、当該被保険者等が年金記録第三者委員会に記録訂正の申立てを行った場合には「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づきあっせんをすることになりますので、ご注意ください（その場合、当該一時金等の取り扱いは、改めて事業主と被保険者との間で解決していただくことになります）。

**ご不明な点があれば、お近くの社会保険事務所にご相談ください。**

**7月の社会保険相談のご案内**

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐 渡 中 央 会 館	15(水)	13:30～16:30 (13:30～16:10)	柿 崎 商 工 会	15(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
両 津 地 区 公 民 館	16(木)	9:00～11:30 (9:00～11:00)	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	15(水)	10:00～15:00 (10:00～15:00)
小 木 町 商 工 会	16(木)	8:50～11:00 (8:50～10:30)	村 上 市 役 所	8 (水)	10:00～15:00 (10:00～15:00)
小 出 商 工 会	8 (水)	10:00～15:00 (13:00～14:30)		22(水)	10:00～15:00 (10:00～15:00)
糸 魚 川 市 役 所	8 (水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)	十日町地域地場産業振興センター	9 (木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)
	22(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		23(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)
クロス 10					

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する社会保険事務所へ事前に電話予約をして下さい。

**社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています**

■五泉商工会議所〔五泉市郷屋川1-2-9〕……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）

■小千谷商工会議所〔小千谷市本町2-1-5〕……………毎月第4月曜日（10:00～15:00）

■阿賀町役場〔東蒲原郡阿賀町津川580〕……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。



- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

**開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(月)** 一部開設期間が異なるところがあります

- |                                               |                                                               |                                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ● 関屋浜海水浴場 (新潟)<br>・シーポイントニイガタ<br>・こがねや<br>・幸楽 | ● 藤塚浜海水浴場 (新発田)<br>・浜茶屋全店                                     | ● 番神海水浴場 (柏崎)<br>・ブルーマリーン<br>・レッドアンカー         |
| ● 角田浜海水浴場 (巻)<br>・泉屋                          | ● 濱波温泉海水浴場 (村上)<br>・ニューハートピア新潟濱波                              | ● 谷浜海水浴場 (上越)<br>・清水屋<br>・日本海<br>・きよし<br>・いそや |
| ● 野積海水浴場 (寺泊)<br>・まつや                         | ● 石地海水浴場 (柏崎)<br>・佐渡貝茶屋<br>・ココ・パームスー等茶屋<br>・海の家日本海<br>・ニューかもめ |                                               |
| ● 間瀬海水浴場 (新潟)<br>・竹の家                         |                                                               |                                               |

● 申し込み先 …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

**上越地区事務センター**

管轄支部 上越支部・柏崎支部  
住 所 〒943-0837  
上越市南城町1-5-9  
電 話 025-527-4880

**中越地区事務センター**

管轄支部 長岡支部・六日町支部  
住 所 〒940-0061  
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601  
電 話 0258-31-8090

**下越地区事務センター**

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部  
住 所 〒950-0087  
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
電 話 025-290-3200

● 申し込み方法 …… 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

----- コピーしてご利用ください -----

## 「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	
新潟東・新潟西・三条・新発田 長岡・六日町・上越・柏崎	
申込希望枚数	枚
上記のとおり申込みます。 平成21年 月 日 事業所住所 事業所名称	
新潟県社会保険協会様	